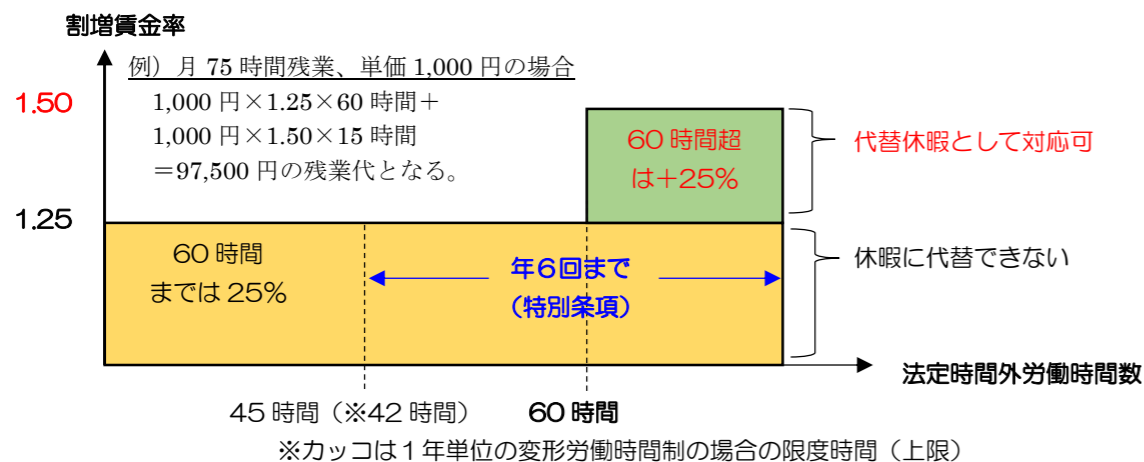


トピックス

「割増賃金率引き上げ～中小企業月60時間超に対する対応～」

2023年4月より、中小企業にも時間外労働が月60時間を超えた部分は、50%超の割増賃金が適用されます（大企業は2010年4月より適用済み）。

この時間外労働時間には法定休日の時間外労働は含まれませんが、法定外休日などそれ以外の休日に行った時間外労働や深夜に及んだ時間外労働は含まれます。深夜の時間帯（22時から翌5時）に月60時間を超える時間外労働を行なった場合、深夜割増賃金率（25%）と時間外割増賃金率（50%）を合計した75%での支払いが必要です。



支払い条件	割増率
法定労働時間（1日8時間・週40時間）を超えたとき	25%
時間外労働が限度時間（1か月45時間、1年360時間）を超えたとき（1年変形の場合は1か月42時間、1年320時間）	25%
時間外労働が1か月60時間を超えたとき	25%+25%
深夜時間帯（22時から翌5時までの間）に勤務させたとき	25%
時間外労働が深夜時間帯（22時から翌5時までの間）に及んだとき	25%+25%
時間外労働が深夜時間帯に及んだ場合で、1か月60時間も超えたとき	25%+25%+25%
法定休日（週1）に勤務させたとき	35%

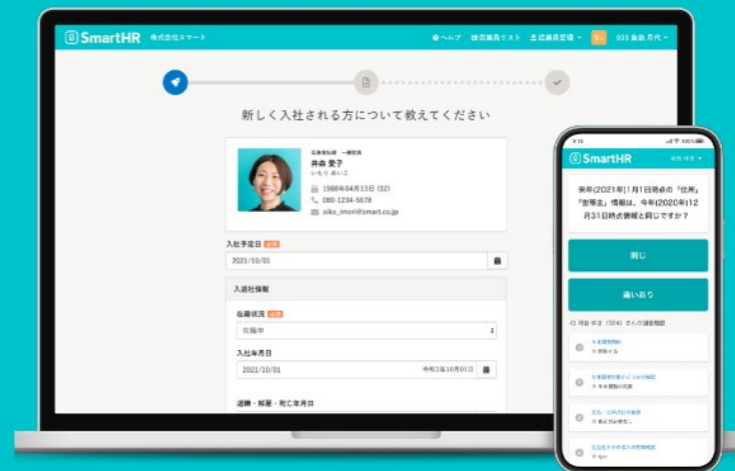
割増賃金の支払いに代えて代替休暇で対応することも可能です。その場合は労使協定の締結が必要になります。また、代替休暇で対応できる部分が25%から50%に引き上げられた部分に対してのみとなりますので、注意が必要となります。

代替休暇取得の際のポイント	①代替休暇は1日又は半日単位であること
	②時間外労働が60時間を超えた月の末日の翌日から2か月以内に与えること

「SmartHRのご紹介」

SmartHR

登録社数50,000社以上・継続率99%以上



SmartHRは、人事・労務の業務効率化はもちろん、働くすべての人の生産性向上を支えるクラウド人事労務ソフトです。

POINT 1

管理者だけでなく従業員にとってもわかりやすく、使いやすいユーザーインターフェースです。

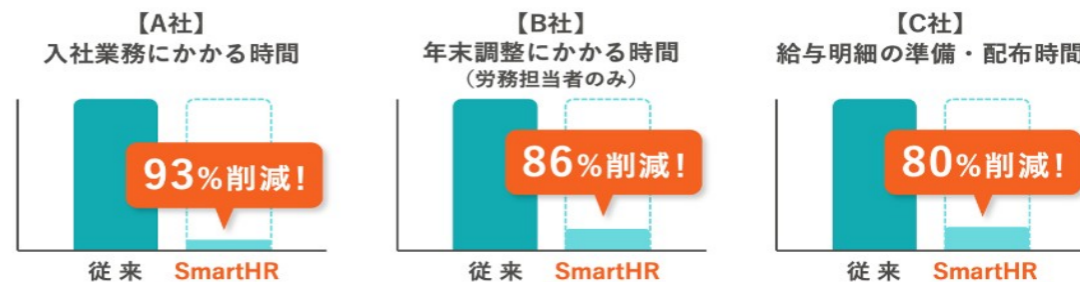
POINT 2

ペーパーレス化で業務を効率化しながら、人事情報を簡単に集めて、正確に蓄めた上で、様々な労務業務に活用することが可能です。

POINT 3

外部サービスとの連携も充実しているため、様々なシステムの組み合わせも可能で、各業務をつなげる人事情報基盤となります。

導入効果



フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL : 082-293-8102 FAX : 082-293-8104

E-mail : info@jinji-fuku.jp URL : http://www.jinji.fuku.jp

